

第4回（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 議事要旨

日 時 平成30年12月6日（木）午前9時30分～10時15分

場 所 区役所庁舎3階 31会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）パブリック・コメント実施結果について
 - （2）今後のスケジュールについて
- 3 閉 会

（資 料）

資料1 パブリック・コメント結果のまとめ

資料2 墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（案）

資料3 新旧対照表

（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 （敬称略）

氏 名	所 属	出欠
柳 田 正 明	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科教授	出席
荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会 会長	出席
三 宅 裕	墨田区障害者団体連合会 肢体障害部会 会長	出席
浅 岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会 視覚障害部会 会長	出席
荘 司 ちづ子	墨田区障害者団体連合会 聴覚障害部会 会長代行	出席
庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会 心障児者部会 会長	出席
菊 池 昌 子	墨田区障害者団体連合会 肢体不自由児者部会 会長	出席
三 浦 八重子	墨田区障害者団体連合会 精神障害部会 会長	出席
青 木 剛	福祉保健部長	出席
杉 崎 和 洋	福祉保健部障害者福祉課長	出席

会長

<事務局出席者> 障害者福祉課 庶務係主査 西村、障害者相談係長 吉田

事務局

皆様、おはようございます。これから、第4回（仮称）墨田区障害者施策に関する政策条例検討会を開催したいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

本検討会は、区の公開会議となりますので、傍聴希望者について募集いたしまして、10名の傍聴希望の方がいらっしゃいました。また、本日の会議録につきましては、後日、ホームページにて公開するために録音をさせていただきますので、ご了承の程よろしく申し上げます。また、会議中にご発言される方は、お手数ですが、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いします。それでは、ここからは、柳田会長に進行をお願いしたいと思います。

柳田会長

皆様、おはようございます。それでは、議題1のパブリック・コメント実施結果についてのご説明をお願いします。

事務局

まず、パブリック・コメントの結果についてご説明をいたしますので、資料1をご覧ください。10月22日から11月15日まで意見を募集し、51名、1団体の方から、総数214件のご意見をいただきました。本日は、この中から、条例の規定そのものに関わる部分について、ご意見の概要と区の考え方をご説明します。

まず、項目番号1の条例特有の文章であるため、内容を理解しにくいというご意見についてですが、条例や法令は、わかりやすさよりも正確性が要求され、一定のルールに従って条文を作成する必要があります。このため、わかりづらい文章になってしまう傾向があるということをご理解いただければと思っています。ただ、条例の趣旨、内容が区民の皆様には伝わらないということでは意味がありませんので、今後、条例について説明をしていく際には、十分わかりやすい説明を心がけていきたいと思っています。

次に項目番号2について、条例を制定するだけでなく、具体的な施策の実施とそのための予算措置が必要ではないか、というご意見ですが、こちらについては同様のご意見も多数いただきました。区としても、具体的な事業を検討していくことは、非常に重要なことだと考えていますが、まずは条例を制定し、区としての理念、姿勢というものを広く示して、手話を含めた障害のある方の意思疎通について理解を深めていくことが意義のあることだと考え、条例の制定に向け動いています。条例の目的を達成するために、どのような事業を実施することが効果的なのかについては、今後十分に検討していきたいと思っています。

続いて、項目番号7の、前文の中に見出しのような形で「(手話は言語である)」という表記をしてはどうか、というご意見については、先ほども説明いたしましたが、条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮する必要がありますので、このような形はとりづらいということをご理解いただければと思います。

続いて、項目番号10の定義の規定について、「(1) 障害者・・・」という部分を「(1) 障害者とは・・・」とする等、「～とは」という書出しにした方が良いのではないかとご意見です。そのような規定とすると、「とは」を含めた文言の定義をしなければなりません。このため、「とは」は入れない形で規定する方が適当ではないかと考えております。

続いて、項目番号11については、「手話」と「ろう者」の定義をしっかりと規定してほしいというご意見です。定義規定は、その条例に使用される用語の意義を明確にし、解釈上の疑義を生じさせないために設けるものです。このため、解釈上の疑義が問題となることがない言葉については、定義規定を設ける必要がないと考えられます。例えば、ご指摘のように「手話とは ろう者により用いられる…」と定義した場合、「ろう者」以外の方が手話を用いる場合は、この条例でいう「手話」に該当しないのではないかと、という疑義も生じ、手話を狭義に解されてしまうおそれもあります。また、「ろう者」という文言は、他の条文の中で出てくる言葉ではないので、定義の必要はないと考えています。

そして、項目番号25の前文も条例に含めてほしいというご意見については、前文も条例の一部ですので、当然、条例に含まれることとなります。また、第1条の目的規定の次に、基本理念を規定した方がその理念が良く伝わるのではないかと、というご意見ですが、総則的規定として定義規定を設ける場合は、目的規定又は趣旨規定の次に置くことが条例の一般的な形式ですので、このようにさせていただいています。

最後に、項目番号28について、「手話は、決して音声の代わりではない。ろう者は、音声で話をする事ができないから、その代わりの手段として手話を使っているということではない。」というご意見で、このような考え方を条例に盛り込んでほしいとのことでした。こちらの考え方については、区としても理解し、共感したところですが、この内容を条例に盛り込むことについては、全体のバランスや前文の他の文章とのつながりという点から、難しいのではないかと感じています。今後、啓発事業等を検討していく中で、ご意見を参考にさせていただきたいと思えます。

以上が、条例そのものに関わる部分のパブリック・コメントのご意見の内容と区の考え方についてのご説明でした。これらを踏まえ、最終の条例案として、資料2のようにまとめています。また、資料3には、前回の検討会から変更になった部分について整理していますので、こちらに沿ってご説明をさせていただければと思います。

まず1つ目として、前文の書き出しについて、「手話は、」と書き始めた方がよいのではないかと、というご意見を、前回の検討会でいただきまして、そのように文章を修正しています。

また、前文の中ほどに、「そして、災害時などの非常時にも誰もが安心して生活を送るためには、障害者の意思疎通に係る理解を促進し、意思疎通手段を普及していくことが不可欠です。」という文章を加えました。これについては、前回の検討会やパブリック・コメント、また、議会でも、災害時の対応について、条例に盛り込んでほしいというご意見を非常に多くいただいたため、加えたものになります。災害時の具体的な対応について、条文に規定するのは、この条例の性格上、難しい部分がありましたので、前文に盛り込ませていただきました。

そして、第2条の障害者の規定については、「精神障害（発達障害を含む。）」と、障害者基本法等の定義と合わせ、修正させていただきました。

次の第6条の事業者の役割等について、「第4条の規定により区が推進する施策に協力するほか、」という文言を追加させていただきました。これは、第5条の区民の役割について、同様の規定が含まれており、区民と同じように事業者にもその役割を担っていただきたいということから、修正させていただきました。

最後に、第7条の施策の実施の第4号について、「点字、音訳等による区政情報の発信」を「手

話及び意思疎通手段による情報の発信等」に修正しました。こちらについては、パブリック・コメントで、「手話による情報発信」についても明確に条例に規定した方が良いのではないかというご意見があり、こちらを反映させていただき、このように修正しました。

柳田会長

以上が、議題（１）の条例の条文に関わる部分についての説明でした。このことについて、ご質問はございませんでしょうか。

委員の皆様からのご質問はないようですので、これまでの検討会を振り返り、ご感想等があれば、お一人ずつお願いしたいと思います。

A委員

現在、２３区の中で、このような条例の制定について、取り組んでいる区は他にあるのでしょうか。

事務局

他区では、葛飾区、豊島区、板橋区において、手話言語やその他の障害者の意思疎通に関する条例の制定について、作業が進められていると聞いています。

B委員

パブリック・コメントの件数が多く、驚きました。多くの区民の皆さんが関心を持っていることがわかりました。

C委員

この検討会に参加でき、とてもよかったと思います。パブリック・コメントの件数が２１４件となっており、予想以上に区のホームページを見てご意見をくださった方が多かったのだと思いました。条例ができて、このままではなく、区民の方に広く知ってもらうためにはどうしたらよいか、今後考えていく必要があると思います。

D委員

私も同じように、パブリック・コメントを通して、これだけの区民の方がご意見を出してくださったことに感心しました。これが足がかりになり、障害のある方について、区民の皆さんにもっと理解していただけるように、私も頑張っていきたいと思いました。

E委員

私は以前、仕事をしているとき、聴覚障害の方と接することはありましたが、あまり詳しく理解することはできていませんでした。この検討会に出席し、手話についても理解し、自分なりに勉強できたかと思います。この条例について、機会があれば周知していきたいと思います。

柳田会長

この条例は、条例の名称にも最初に「手話言語」が入っており、手話が前面に出ているように見えますが、そのほかの障害者の意思疎通についても、手話と同様に重要なものとして規定されています。手話に引っ張られている部分はありますが、それも良いきっかけとして、障害のある方の意思疎通全般について、推進していければよいと思います。

F委員

聴覚障害者はコミュニケーションがなかなかうまくいかず、苦しいことをたくさん体験してきました。この検討会に参加させていただき、そのようなことについても理解が深まったことを大

変うれしく思っています。これからは、さらに区民の皆さんにも広がっていくように、私たちも一緒に頑張っていきたいと思えます。本当にありがとうございました。

G委員

今朝、雨が降っており、今日という日にぴったりだと感じました。「雨降って地固まる」という言葉がありますが、このように条例がまとまり、よかったと思えます。ろう者だけではなく、他の障害のある方にも、この条例を知っていただけるよう、障害者団体連合会としても取り組んでいきたいと思えます。本当にいろいろなお協力をいただきありがとうございました。

柳田会長

それでは、本日示された案を検討会における検討結果としての条例案としたいと思えます。最後に、今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

事務局

本日、条例に関わるパブリック・コメントのご意見について説明させていただきました。今後、その他、事業や施策などに関するご意見をとりまとめ次第、皆様にご郵送させていただき、区のホームページでも公開をしていきます。

また、今回、検討会として取りまとめた条例案につきましては、細かい言い回しなど、修正が入る可能性がありますので、ご了承願います。

その後、来年2月に予定されております、第一回区議会定例会に条例案を提案し、議決をいただきましたら、来年4月に施行となる予定です。

それでは結びに、青木福祉保健部長より皆様へご挨拶申し上げます。

青木委員

今年5月から本日まで、4回にわたって検討会を開催させていただきました。柳田会長、委員の皆様は、ご熱心に説明を聞いていただき、また、ご意見をいただき、検討会以外の場でもコミュニケーションをさせていただきました。おかげさまで、皆様のご意見を反映させた新しい障害のある方のための手話言語及び障害者の意思疎通のための条例の完成にまた一歩近づけたかと思えます。先ほど、ご説明させていただいた中でもありましたが、条例であるため、硬い文章になってしまい、話し言葉のように流れるような文章を作っていたきたいというご要望には添えなかった部分もあります。その一方で、委員の皆様のご意見、パブリック・コメントで多数、ご提出いただいたご意見については、なるほど、そこには気が付かなかった、という意見がいくつもありました。そのような皆様のご意見は、極力、反映していこうということで作業させていただきました。

そして、この間、東京都では障害者差別解消条例（障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）が施行されました。この中では、事業者の皆様は、合理的配慮の提供が義務化され、障害のある方への配慮をしていかなければならないということになりました。

また、手話言語条例については、今年4月には江戸川区が、7月には荒川区が施行しております。本区でも条例の制定に向けて動いていますが、この条例が制定されたあとは、条例の趣旨に基づき、障害の有無にかかわらず、意思疎通や情報の取得が円滑に進み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、環境の整備、理解の促進に取り組んでまいります。本日までの皆様方のご尽力に、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

事務局

それでは、これで第4回（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。